

那須塩原市健康長寿センター内入浴施設利活用事業に係る実施契約の概要

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定に基づき、次のとおり、公共施設等運営権を設定し、公共施設等運営権実施契約を締結しました。

1. 事業名称

那須塩原市健康長寿センター内入浴施設利活用事業

2. 公共施設の名称

那須塩原市健康長寿センター内入浴施設

3. 公共施設の立地

那須塩原市南郷屋5丁目163番地の一部

4. 公共施設等運営権者

那須塩原市本郷町三丁目14番地 パラダイスビル3階
株式会社 ゆつむぎ
代表取締役 小川 紗理奈

5. 公共施設等運営権に係る運営の内容

- (1) 施設リニューアル業務
- (2) 施設運営業務
- (3) 施設維持管理業務
- (4) 付帯業務

6. 実施契約の締結日

令和8(2026)年4月1日

7. 公共施設等運営権の設定日

令和8(2026)年4月1日

8. 公共施設等運営権の存続期間

令和8(2026)年4月1日から令和28(2046)年3月31日

9. 事業の継続が困難となった場合における措置

(1) 運営権者の責めに帰すべき事由による場合

- ① 契約解除・権利取消:市は実施契約を解除し、運営権を取り消すことができる。
- ② 事業譲渡:市が事業継続を合理的と認める場合、市が承認する第三者へ運営権を譲渡させることができる。
- ③ 金銭的措置:運営権者は市に対し、施設リニューアル業務の負担額のうち、協議により定める違約金を支払う。

(2) 市の責めに帰すべき事由又は公益上の理由による場合

- ① 契約解除:市は実施契約を解除することができる。
- ② 損害賠償:市は、解除に伴い運営権者に生じた合理的な増加費用及び損害を負担する。

(3) 法令変更又は不可抗力による場合

- ① 協議と解除:状況の変化により事業継続が困難と判断される場合、市と運営権者の協議を経て実施契約を解除、または第三者へ事業譲渡することができる。
- ② 費用負担:解除に伴う損害は協議の上、各自が負担する。

(4) 終了時の措置(業務の承継)

- ① 業務引継ぎ:理由の如何を問わず契約が終了する際、運営権者は市又は市が指定する第三者に対し、事業を継続するために必要な資料・資産の引継ぎを自らの費用負担で行わなければならない。
- ② 施設返還:運営権者は、施設及び市所有の備品等を、正常に使用可能な状態で市に引き渡さなければならない。